

平成 30 年度 川口市の化学物質排出量等の集計結果

(平成 30 年度実績 [令和元年度届出・報告分])

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を取り扱う一定の要件を満たす事業者は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく排出量・移動量、「埼玉県生活環境保全条例」(県条例)に基づく取扱量を把握し、行政機関に届出・報告することになっています。

届出・報告のあった市内事業所の平成 30 年度の排出量等について、集計した結果をお知らせします。

※ 届出・報告の対象となる化学物質は、化管法 462 物質、県条例 606 物質です。また、対象業種は 24 業種です。

1 届出・報告事業所数の概要

(1) 届出・報告状況

化管法に基づく届出が 88 事業所からあり、県内で届出された 1,461 事業所の 6.0%を占めています。

また、県条例に基づく報告が 92 事業所からあり、県内で報告された 1,506 事業所の 6.1%を占めています。

表 1 届出方法別 届出・報告事業所数

届出方法		年度		
		H28	H29	H30
化 管 法	紙媒体による届出	38	38	36
	磁気ディスクによる届出	0	0	0
	電子申請による届出	50	51	52
	合 計	88	89	88
県 条 例	紙媒体による報告	48	43	38
	電子申請による報告	48	52	54
	合 計	96	95	92

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映している。

(2) 地区別届出・報告状況

化管法では、南平地区からの届出が最も多く 24 事業所（全届出事業所数の 27.3%）、次いで、新郷地区が 17 事業所（同 19.3%）、芝地区が 9 事業所（同 10.2%）となっています。

県条例では、南平地区からの報告が最も多く 27 事業所（全報告事業所数の 29.3%）、次いで、新郷地区が 17 事業所（同 18.5%）、芝地区が 9 事業所（同 9.8%）となっています。

表2 地区別 届出・報告事業所数とその割合

地区	化管法		県条例	
	事業所数	割合 (%)	事業所数	割合 (%)
中央	3	3.4	4	4.3
横曽根	8	9.1	8	8.7
青木	7	8.0	7	7.6
南平	24	27.3	27	29.3
新郷	17	19.3	17	18.5
神根	7	8.0	7	7.6
芝	9	10.2	9	9.8
安行	2	2.3	2	2.2
戸塚	5	5.7	5	5.4
鳩ヶ谷	6	6.8	6	6.5
合計	88	100	92	100

※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100% にならないことがある。

(3) 業種別届出・報告状況

化管法では、燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの届出が最も多く 38 事業所（全届出事業所数の 43.2%）、次いで、金属製品製造業が 14 事業所（同 15.9%）、出版・印刷・同関連産業が 8 事業所（同 9.1%）となっています。

県条例では、燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの報告が最も多く 36 事業所（全報告事業所数の 39.1%）、次いで、金属製品製造業が 14 事業所（同 15.2%）、出版・印刷・同関連産業及び化学工業が 9 事業所（同 9.8%）となっています。

表3 業種別 届出・報告事業所数

業種	化管法		県条例	
	事業所数	割合 (%)	事業所数	割合 (%)
木材・木製品製造業	1	1.1	0	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3.4	3	3.3
出版・印刷・同関連産業	8	9.1	9	9.8
化学工業	7	8.0	9	9.8
プラスチック製品製造業	2	2.3	2	2.2
ゴム製品製造業	2	2.3	3	3.3
窯業・土石製品製造業	2	2.3	2	2.2
鉄鋼業	2	2.3	2	2.2
金属製品製造業	14	15.9	14	15.2
一般機械器具製造業	1	1.1	1	1.1
電気機械器具製造業	3	3.4	4	4.3
輸送用機械器具製造業	1	1.1	1	1.1
燃料小売業	38	43.2	36	39.1
洗濯業	1	1.1	2	2.2
商品検査業	1	1.1	1	1.1
一般廃棄物処理業	2	2.3	2	2.2
産業廃棄物処分業	0	0	1	1.1
合計	88	100	92	100

※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある。

2 化管法に基づく化学物質の排出量・移動量の概要

(1) 排出量・移動量の状況

排出量の合計は 200 トン、移動量の合計は 469 トンで、その合計は 669 トンでした。

表4 排出量・移動量の内訳

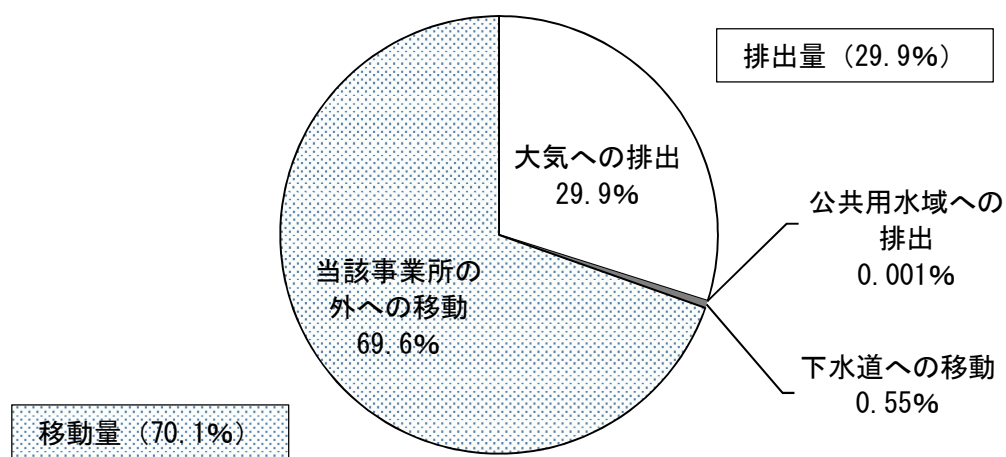
単位：トン/年

項目		年度	
		H29	H30
排出量	大気への排出	174	200
	公共用水域への排出	0.006	0.001
	当該事業所における土壌への排出	—	—
	当該事業所における埋立処分	—	—
	合計	174	200
移動量	下水道への移動	4	4
	当該事業所の外への移動	453	466
	合計	456	469
排出量・移動量合計		630	669

※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある。

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映している。

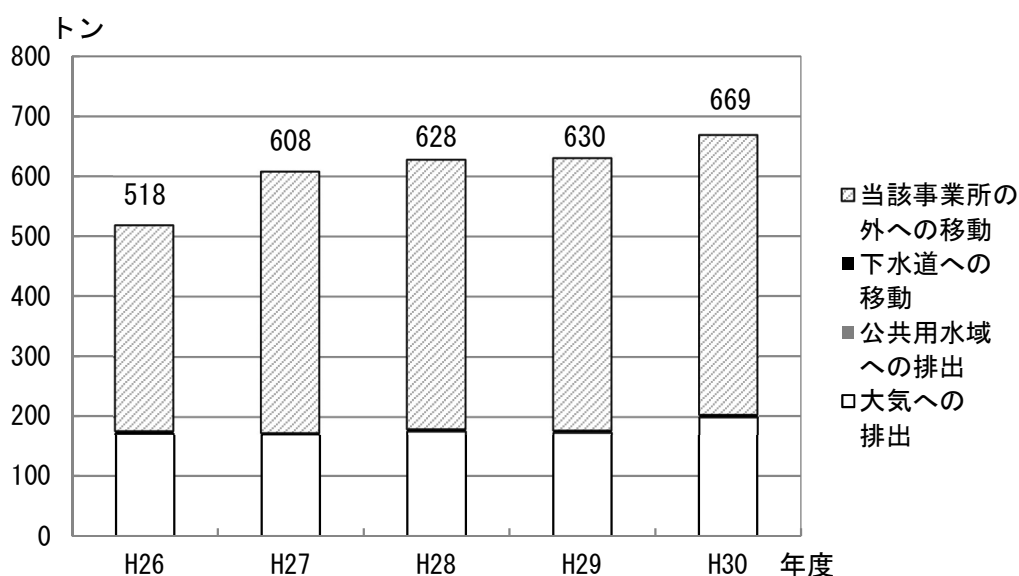
図1 排出量・移動量の内訳



※ 割合 (%) は四捨五入していない排出量・移動量により算出している。

※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある。

図2 排出量・移動量の推移



(2) 地区別排出量・移動量の状況

規模の大きい工場・事業場がある南平地区が最も多く、次いで新郷地区、芝地区の順でした。

表5 地区別 排出量・移動量

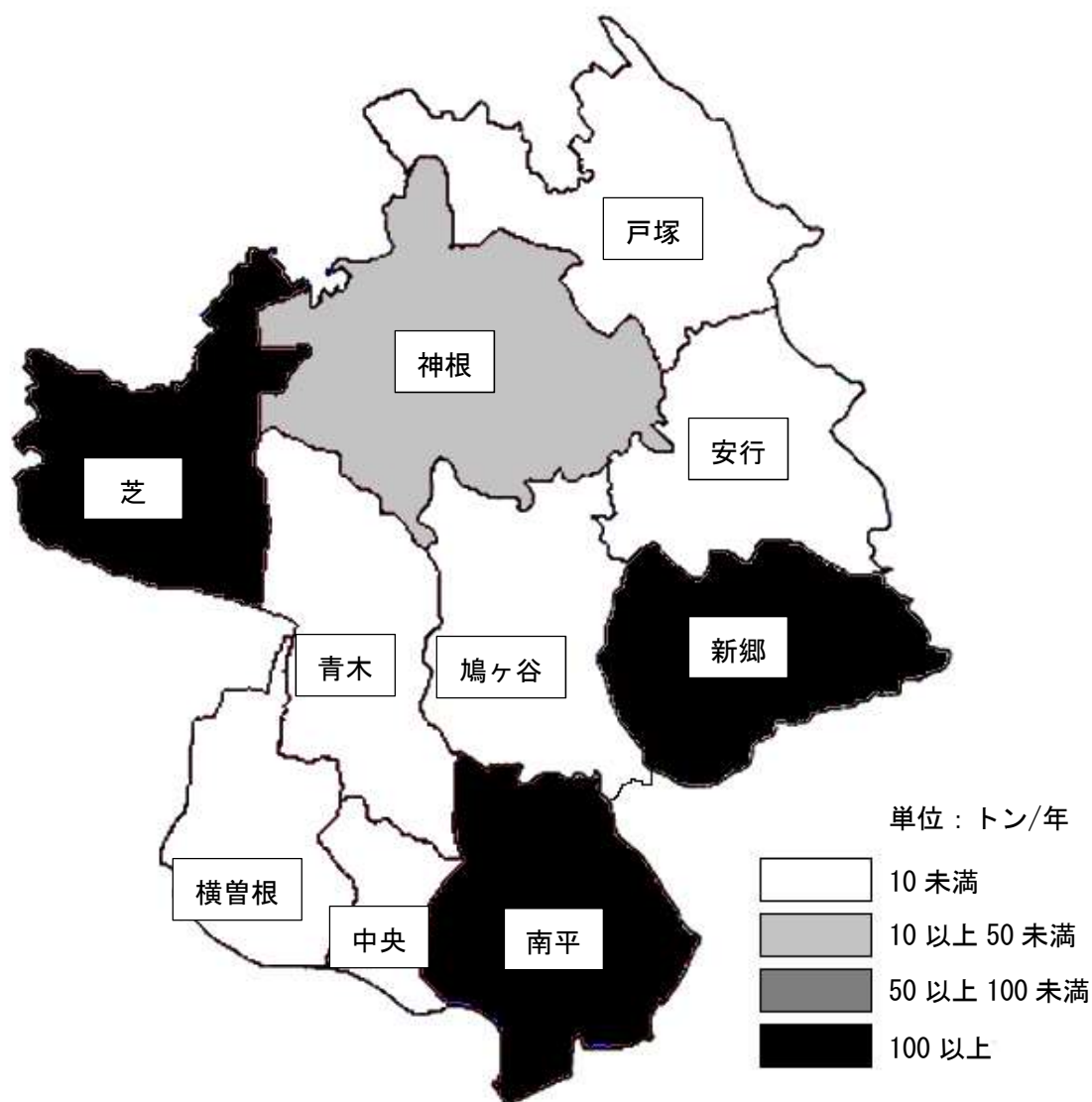
単位：トン/年

年度 地区	排出量		移動量		排出量・移動量合計	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30
中央	0.5	0.7	0	0	0.5	0.7
横曽根	5.4	5.5	0.4	0.5	5.8	5.9
青木	0.7	0.6	1.7	1.5	2.4	2.1
南平	64.3	68.0	273.9	265.5	338.1	333.5
新郷	77.9	100.1	33.2	57.4	111.1	157.5
神根	1.7	1.6	12.0	9.2	13.7	10.8
芝	18.1	18.0	132.7	132.8	150.8	150.8
安行	1.8	2.2	1.8	1.8	3.6	4.0
戸塚	0.9	0.8	0	0	0.9	0.8
鳩ヶ谷	2.5	2.5	0.8	0.8	3.3	3.3
合計	173.6	199.8	456.5	469.5	630.1	669.3

※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある。

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映している。

図3 地区別排出量・移動量



(3) 排出量の上位物質

排出量の上位5物質を見ると、トルエン（112トン）、ジクロロメタン（別名塩化メチレン）（31トン）、キシレン（15トン）、トリクロロエチレン（8トン）、エチルベンゼン（7トン）となっており、排出量の合計に対し、これら5物質が占める割合は86.7%となっています。

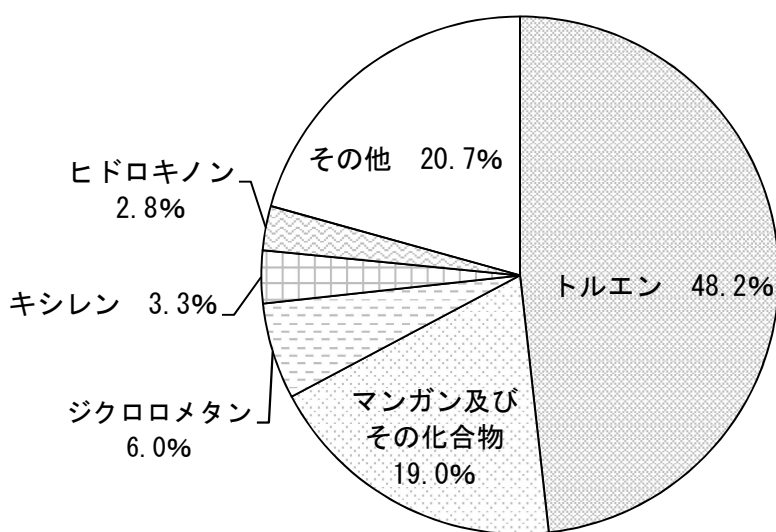
(4) 移動量の上位物質

移動量の上位5物質を見ると、トルエン（211トン）、マンガン及びその化合物（127トン）、ヒドロキノン（19トン）、N，N－ジメチルホルムアミド（13トン）、トリクロロエチレン（10トン）となっており、移動量の合計に対し、これら5物質が占める割合は80.9%となっています。

(5) 排出量・移動量合計の上位物質

排出量・移動量合計の上位5物質を見ると、トルエン（323トン）、マンガン及びその化合物（127トン）、ジクロロメタン（別名塩化メチレン）（40トン）、キシレン（22トン）、ヒドロキノン（19トン）となっており、排出量・移動量の合計に対し、これら5物質が占める割合は79.3%となっています。

図4 排出量・移動量合計の比率（上位5物質）



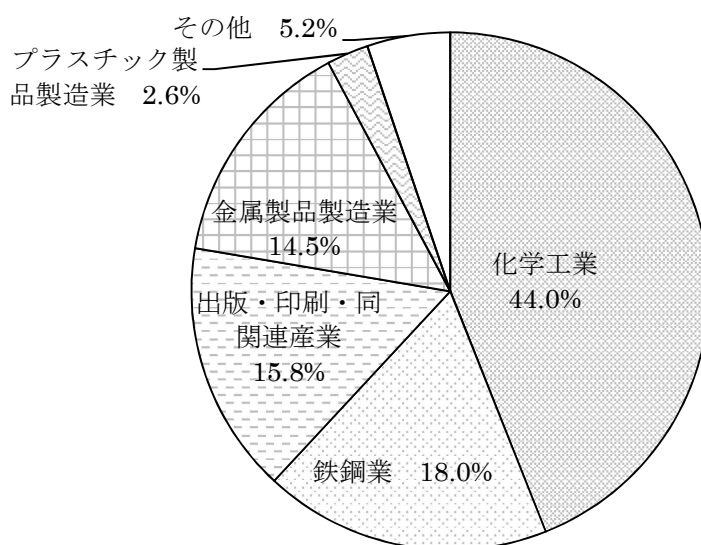
※ 割合 (%) は四捨五入していない排出量・移動量により算出している。

※ 四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある。

(6) 業種別排出量・移動量の状況

排出量・移動量合計の上位5業種をみると、化学工業（294 トン）、鉄鋼業（120 トン）、出版・印刷・同関連産業（105 トン）、金属製品製造業（97 トン）、プラスチック製品製造業（17 トン）となっており、排出量・移動量の合計に対し、これら5業種が占める割合は94.8%となっています。

図5 排出量・移動量合計の比率（上位5業種）



- ※ 割合 (%) は四捨五入していない排出量・移動量により算出している。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある。

3 埼玉県生活環境保全条例に基づく化学物質の取扱量の概要

(1) 取扱量の状況

報告の対象となる特定化学物質取扱量の合計は 34,991 トンでした。その内訳は、使用量が 14,916 トン、製造量が 1,832 トン、取り扱う量が 18,240 トンでした。

表 6 取扱量の内訳

単位：トン/年

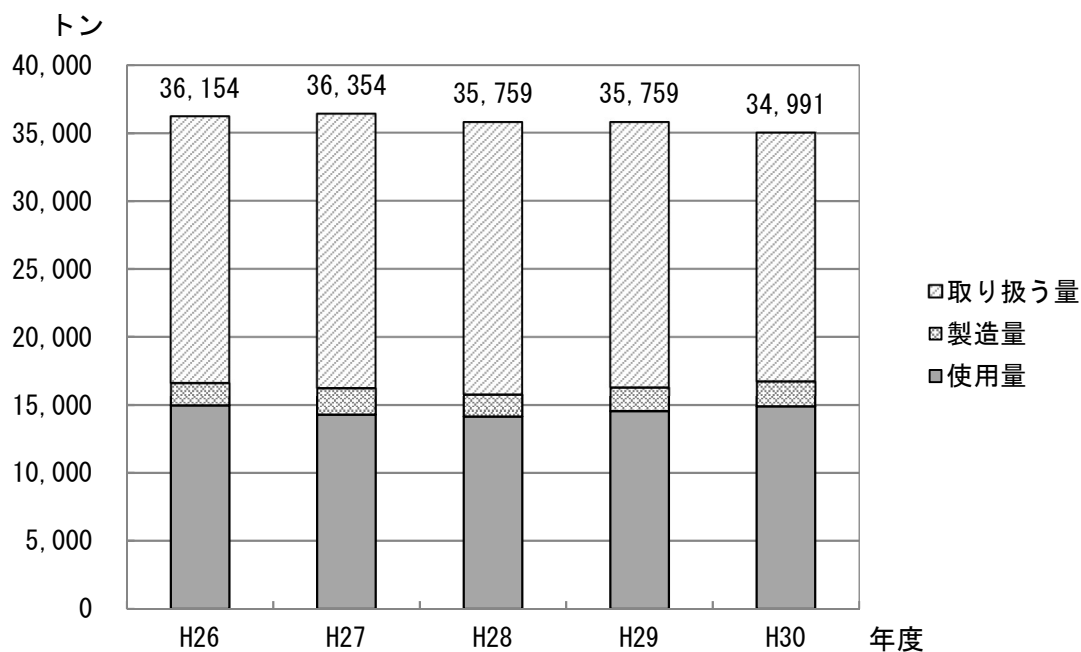
項目	対 象 化 学 物 質							
	第一種指定 化学物質		第二種指定 化学物質		県規則で 定める物質		合 計	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
取 扱 量	29,850	29,243	48	95	5,861	5,654	35,759	34,991
使 用 量	8,877	9,412	15	24	5,651	5,480	14,543	14,916
製 造 量	1,496	1,587	33	71	210	174	1,739	1,832
取り扱う量	19,474	18,240	0	0	0	0	19,474	18,240

※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある。

※ 取扱量とその内訳は、報告された数値が有効数字 2 桁であるため、合計は一致しないことがある。

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映している。

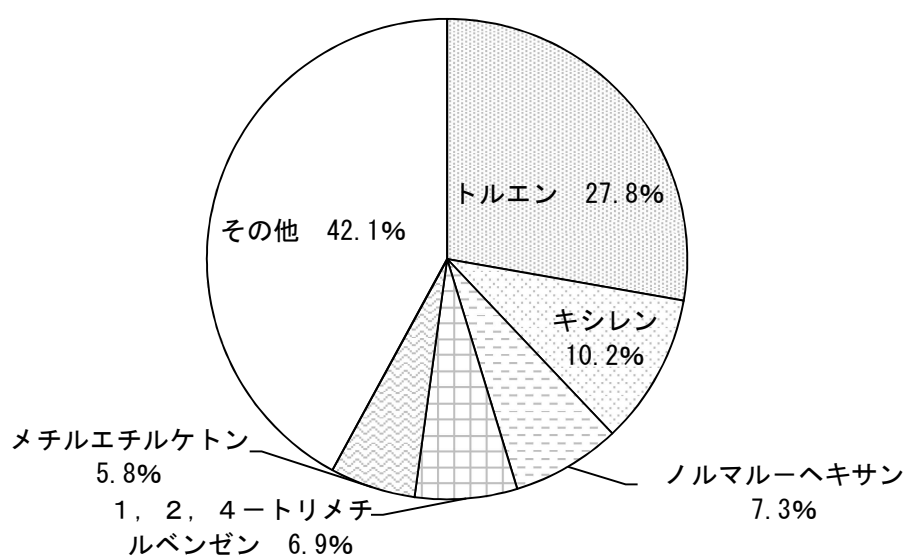
図 6 取扱量の推移



(2) 取扱量の上位物質

取扱量の上位5物質を見ると、トルエン (9,719 トン)、キシレン (3,556 トン)、ノルマルーヘキサン (2,570 トン)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン (2,411 トン)、メチルエチルケトン (2,014 トン) となっており、取扱量の合計に対し、これら5物質が占める割合は57.9%となっています。

図7 取扱量合計の比率 (上位5物質)



※ 割合 (%) は四捨五入していない排出量・移動量により算出している。

※ 四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある。

【参考】 化学物質情報を掲載しているホームページ

- ・ 経済産業省 [化学物質排出把握管理促進法]
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
- ・ 環境省 [PRTRインフォメーション広場]
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- ・ 埼玉県 [化学物質]
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kagaku.html>
- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) [化管法関連情報]
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html
- ・ 川口市 [化学物質の適正管理について]
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/3/3438.html>